

**令和3年度滋賀県職員（学芸員（学芸課長））採用選考受験案内**  
**（令和4年4月1日採用予定）**

令和4年1月26日  
滋 賀 県

- 第1次考査（書類審査）受付期間  
【持参の場合】令和4年1月26日（水）～2月10日（木）  
【郵送の場合】令和4年1月26日（水）～2月9日（水）（消印有効）
  
- 第2次考査（口述試験および適性検査）  
令和4年2月19日（土） 大津市内  
※第1次考査合格者を対象に実施
  
- 新型コロナウイルス感染症対策について
  - 1 新型コロナウイルス感染症など（学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症）に罹患し治癒していない方や、当日発熱がある方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えてください。
  - 2 会場敷地内でのマスクの着用および建物入口での手指消毒をお願いします。
  - 3 試験室は換気のため、適宜、窓やドアなどを開けますので、体温調節しやすい服装で受験してください。
  - 4 密集を避けるため、受験者間で一定の距離が確保されるような配席とします。
  
- 問合せ先  
滋賀県立美術館  
大津市瀬田南大萱町1740-1  
電話 077(543)2111

1 採用職種および採用予定人員

学芸員（学芸課長） 1人程度

2 受験資格

(1) 次の要件をすべて満たす者が受験できます。

ア 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条に規定する学芸員の資格を有する者

イ 昭和37年4月2日以降に生まれた者

ウ 大学卒業程度の学力を有する者

エ 美術館または博物館の学芸部門で展覧会の企画および実施、作品の収集、調査研究等の業務を通算15年以上経験している者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

### 3 勤務の条件

(1) 採用の時期 令和4年4月1日

(2) 主な勤務先 滋賀県立美術館

(3) 職務内容

調査研究や作品の収集・保管・展示、さらに教育・交流などの学芸業務全般について、学芸員の指導・監督者としての業務に従事していただきます。

(4) 給与等

ア 給料は、4年制大学を卒業後2(1)エの実務経験15年を有する者にあつては、月額373,562円(地域手当を含む。)で、その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、給料の額に一定の額が加算されます。

なお、この額は、令和3年4月1日現在のものです。

イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

### 4 申込手続および受付期間

(1) 提出書類

ア 出願票 1人1通(所定の用紙)

交付場所：滋賀県立美術館

〒520-2122 大津市瀬田南大萱町1740-1

電話 077-543-2111

※ 郵便または電話で出願票を請求できます。郵便による請求の場合、郵便はがきの裏面に「令和3年度滋賀県学芸員(学芸課長)採用出願票請求」と書き、住所および氏名を明記して、交付場所に請求してください。

※ 滋賀県のホームページからもダウンロードできます。

ホームページ (<http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>)

イ 履歴書 1人1通(所定の用紙)

ウ 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを出願票に貼ること。)

エ 業績調書 展覧会等の事業の実績について記載(所定の用紙)

オ 小論文

「専門も経験も様々な学芸員たちにその能力を発揮してもらうために、学芸課長はどのような取組を行うべきか」。公立美術館に期待される役割や、これまであなたが培ってきた経験を踏まえながら4,000文字程度で記述してください。

※ A4版縦置き・横書き・冒頭に氏名記載。30文字×30行・ワープロソフトで作成した原稿を両面で印刷

(2) 提出先

滋賀県立美術館

〒520-2122 大津市瀬田南大萱町1740-1

(3) 受付期間

提出書類は、持参の場合、令和4年1月26日(水)から令和4年2月10日(木)までの執務時間中(8時30分から17時15分・毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌火曜日)を除く)に受け付けます。通用口で守衛に申し出てください。

郵送の場合は、令和4年2月9日(水)までの消印があるものに限って受け付けます(必ず簡易書留により送付してください)。

## 5 第1次考査（書類審査）

### (1) 方法

4 (1)の提出書類により、受験者の業績、識見、表現力について書類審査を行います。

### (2) 結果発表

令和4年2月14日（月）頃に、受験者全員に文書で通知します。

## 6 第2次考査

第1次考査合格者については、次により第2次考査を受けていただきます。

### (1) 日時および場所

令和4年2月19日（土） 滋賀県大津市内

具体的な日時・場所については第1次考査結果発表通知でお知らせします。

### (2) 考査内容

#### ア 口述試験

美術館学芸課長に求める能力、公務員としての素養等について、個別面接により試験を行います。

#### イ 適性検査

公務員として必要な適性について検査を行います（検査結果は8(1)の滋賀県人事委員会で実施される選考の参考とします。）。

### (3) 結果発表

第2次考査実施後速やかに、第2次考査を受けた方全員に文書で通知します。

## 7 日本国籍を有しない者の任用

(1) 日本国籍を有しない者は、任命権者が定める一部の職（「公権力の行使」または「公の意思の形成への参画」に携わる職のうち、職務の内容または権限が統治作用と関わる程度が強いもの）以外の職に任用されます。

(2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

## 8 その他

(1) 第2次考査合格者については、令和4年3月上旬に滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。選考の方法は、口述試験（主として人物についての面接試験）等ですが、詳しくは、第2次考査合格者に対して文書でお知らせします。

(2) 滋賀県人事委員会で実施される選考の合格者には、令和4年3月中旬に採用の通知をします。

## 9 問合せ先

滋賀県立美術館

〒520-2122 大津市瀬田南大萱町 1740-1

電話： 077(543)2111

電子メール：[museum@pref.shiga.lg.jp](mailto:museum@pref.shiga.lg.jp)